

## 第IV編

### 権力組織について

#### 第Ⅰ章

##### 立法権について

###### 第Ⅰ節 国会について

**第44条** 立法権は、下院および連邦上院により構成される国会がこれを行ふする。

**単項** 各会期は4年継続する。

**第45条** 下院は、各州、各直轄領および連邦区において、比例方式により選挙された国民の代表者をもって構成される。

§ 1 下院議員の総数ならびに州および連邦区の代表の定数は、人口に比例して、補足法で定められ、連邦のいずれの州・連邦区も8名を下回らず、または70人を超えないよう、選挙の前年に必要な調整が行われる。

§ 2 各直轄領は、4人の下院議員を選挙する。

**第46条** 連邦上院は、多数決の原則に従って選挙された州および連邦区の代表者をもって構成される。

- § 1 各州および連邦区は、任期8年の上院議員3人を選出する。
- § 2 各州および連邦区の代表は、4年ごとに、交互に、3分の1および3分の2が改選される。
- § 3 上院議員各々は、補欠議員2名とともに選出される。

**第47条** 各院とその委員会の議決は、憲法上の別段の規定のある場合を除いて、その議員の絶対多数が出席し、投票の過半数により行われる。

## 第II節 国会の権能について

**第48条** 国会は、第49条、第51条および第52条に特定したものを除いて、共和国大統領の裁可の下に、連邦のすべての管轄事項、特に、次の事項について定めることができる：

- I - 租税制度、徵収および収入の配分；
- II - 多年度計画、予算編成方針、年次予算、信用の操作、公債および強制通貨の発行；
- III - 國軍の兵力の確定と変更；
- IV - 国家、地域および部門別開発計画と実行計画；
- V - 国の領土、領空および領海ならびに連邦所有財産；
- VI - 当該地域の立法議会に聴聞して行う直轄領または州の領域の吸收、分割または分離；
- VII - 連邦政府の所在地の一時的移転；
- VIII - 特赦の決定；
- IX - 連邦直轄領の検察庁および公共弁護局の行政、司法組織ならびに連邦区の検察庁および公共弁護局の司法組織；
- X - 公職、雇職、職務の創設、変更および廃止；
- XI - 省および公共行政機関の創設、構成および権限；
- XII - 電気通信および放送；

XIII - 金融、為替および通貨の事項、金融機関およびその取引；

XIV - 通貨、その発行限度および連邦流動債務の額。

**第49条** 次の事項は国会の排他的権限である：

I - 国の財産に対し、重大な負担または拘束をもたらす国際条約、協定または行為を最終決定すること；

II - 補足法に規定する場合を除いて、共和国大統領が、宣戦を布告し、講和をなし、外国軍隊が領土内を通過しまたは一時的に滞在することを許可すること；

III - 共和国大統領および副大統領の国外旅行で、15日を超える不在の場合、これを許可すること；

IV - 国防事態および連邦の干渉を認可し、戒厳事態を承認し、またはこれらの措置のいずれかを停止すること；

V - 規則制定権または法律の委任の制限を超える行政府の規範行為を停止すること；

VI - 国会の所在地を一時的に移転すること；

VII - 第150条のII、第153条のIIIおよび第153条§2のIの規定を遵守して、各会期において、次期会期の下院議員および連邦上院議員のため、同額の歳費を決定すること；

VIII - 第150条II、第153条IIIおよび第153条§2のIに定めるところに従って、共和国大統領、副大統領および国務大臣の歳費を各会計年度につき決定すること；

IX - 共和国大統領が提出する会計報告を毎年審査し、政府計画の執行に関する報告を評定すること；

X - 直接に、または両院のいずれかが、間接行政の行為を含む行政府の行為を監督し、統制すること；

XI - 他の権力府の規範的権限に対して国会の立法権限の保持に努力すること；

- XII- ラジオおよびテレビ放送の特許およびその更新の行為を評定すること；
- XIII- 連邦会計検査院の構成員の 3 分の 2 を選出すること；
- XIV- 核活動に関する行政府の発議を承認すること；
- XV- レフェレンダムを承認し、国民投票を招集すること；
- XVI- 原住民の土地における水資源の開発および利用ならびに鉱物資源の調査および発掘を認可すること；
- XVII- 2500ヘクタールを超える公有地の譲渡または特許を事前に承認すること。

**第50条** 下院もしくは連邦上院、または、そのいずれかの委員会は、国務大臣が、予め定めた案件について自ら報告を提供するため、これを召喚することができる。ただし、国務大臣が正当な理由なしに出席しないときは、背任罪を構成する。

§ 1 国務大臣は、自己の発意または各常任委員会との了解にもとづいて、その所管省の関係事項を報告するため、連邦上院、下院またはその委員会のいずれかに出席することができる。

§ 2 下院および連邦上院の常任委員会は、国務大臣に対して、報告の提供を文書により請求することができる。ただし、国務大臣がこれを拒絶したまは30日以内に応じないとき、および虚偽の報告の提供を行うときは、背任罪を構成する。

### 第III節 連邦下院について

**第51条** 次の事項は下院の排他的権限に属する。

- I - 議員数の 3 分の 2 をもって、共和国大統領および副大統領ならびに国務大臣に対する弾劾の手続の開始を認可すること；
- II - 立法会期の開会後60日以内に、大統領の会計報告が国会に提出されないときは、その引渡しを請求すること；

- III - 院内規則を起草すること；
- IV - 予算編成方針の法律に定めた基準に従って、その組織、運営、警務、役務に関する職、雇職および職務の創設、変更または廃止および各歳費を定めること；
- V - 第89条のVIIの規定に従い、共和国顧問会議の構成員を選出すること。

#### 第IV節 連邦上院について

**第52条** 次の事項は連邦上院の排他的権限に属する：

- I - 背任罪について共和国大統領および副大統領を、また、この罪と関連する同種の罪について、国務大臣を起訴し、かつ裁判すること；
- II - 連邦最高裁判所判事、共和国検事総長および連邦総弁護人の背任罪について起訴し、かつ裁判すること；
- III - 事前に、公聴会を経て、秘密投票により、次の者の人選を承認すること：
  - a) 本憲法に定められた場合における裁判官；
  - b) 共和国大統領によって指名された連邦会計検査院検査官；
  - c) 直轄領の知事；
  - d) ブラジル中央銀行総裁および理事；
  - e) 共和国検事総長；
  - f) 法律で定めるその他の職の正規の資格者；
- IV - 秘密会議の論議の後、秘密投票により、常任的外交使の長の人選を事前に承認すること；
- V - 連邦、州、連邦区、直轄領および市郡の利益に関する、金融的性格の対外取引を認可すること；
- VI - 共和国大統領の提案にもとづき、連邦、州、連邦区および市郡の固定負債額の総枠の限度を決定すること；
- VII - 連邦、州、連邦区および市郡、これらの独立行政機関ならびに連邦行

政府によって統制されるその他の団体の対外および国内信用取引の総枠の限度および諸条件を定めること；

VIII- 対外および国内信用取引に関する連邦の保証許与に対する限度および諸条件を定めること；

IX- 州、連邦区および市郡の流動負債額の総枠の限度および諸条件を設定すること；

X- 連邦最高裁判所の確定判決により、憲法違反と宣告された法律の全部または一部の執行を停止すること；

XI- 絶対多数と秘密投票により、職務による(de oficio)、連邦検事総長の任期終了前の罷免を承認すること；

XII- 院内規則を起草すること；

XIII- 予算編成方針の法律に定めた基準に従い、その組織、運営、警務、役務に関する職、雇職および職務の創設、変更または廃止しおよび各歳費について定めること；

XIV- 第89条の規定に従い、共和国顧問会議の構成員を選出すること。

**単項** I およびII号に定める場合には、連邦最高裁判所長官が連邦上院議長としてその職務を行う。ただし有罪判決は、連邦上院議員の3分の2の投票によってのみ下され、これは、適用可能な他の司法上の制裁を妨げることなく、公務執行の資格の8年間の停止を伴う解職に限定せられる。

## 第V節 下院議員および上院議員について

**第53条** 下院議員および上院議員は、その意見、発言および表決について不可侵である。

§ 1 国會議員は、当選証書の発給のときより、保釈を許されない罪の現行犯の場合を除いて、その属する議院の事前の許可なしに、逮捕され、または刑事上の訴追を受けない。

§ 2 許可の請求が却下されまたは審議がなされない場合、任期の継続中は、

時効を停止する。

§ 3 保釈不能の罪の現行犯の場合、各院の議員の絶対多数の秘密投票により、身柄拘束を決定し、かつ訴追するか否かを承認するために、調書を24時間以内に該議院に送付する。

§ 4 下院議員および上院議員は、連邦最高裁判所の裁判に服する。

§ 5 下院議員および上院議員は、職務行使を理由として、受理しもしくは提供を受けた情報、または議員を信頼した者もしくは情報を提供した者に関して、証言する義務はない。

§ 6 下院議員および上院議員の国軍への編入は、たとえ兵役であっても、また戦時であっても、各議院の事前の許諾を必要とする。

§ 7 下院議員または上院議員の免責特権は、戒厳事態下においても存続し、国会の構外で行われた行為で、その措置の実施と両立しない場合には、該議院の議員の3分の2の表決によって、その議員の免責特権を停止できる。

**第54条 下院議員および上院議員は、下記の行為を行ってはならない：**

I - 当選証書の発給後において：

- a) 公法人、独立行政機関、公社、公私合弁会社もしくは公役務の特許会社と契約を締結したは維持すること。ただし、その契約が統一条項に従う場合はこの限りでない；
- b) 前号 I a) にいう団体において、任意に (*ad nutum*) 辞職可能な職を含む有給の職、雇職もしくは職務を受諾したは執行すること；

II - 議員就任後において：

- a) 公法人との契約から生ずる特典を受ける企業の所有者、監査役もしくは取締役となり、またはその会社の有給職を執行すること；
- b) I 号 a) にいう団体において、任意に辞職可能な職または職務に就くこと；
- c) I 号 a) にいういづれかの団体に利害関係のある訴訟を弁護するこ

と；

d) 1以上の職または公の選挙職の正規の資格者となること。

**第55条** 下院議員または上院議員は、次の場合、議員資格を喪失する：

I - 前条に定める禁止事項のいずれかに違反した場合；

II - その行為が議院の品位と両立しないと宣告されたとき；

III - 各立法会期において、その所属する院の通常会期の3分の1を出席しないとき。ただし、各院によって承認された賜暇または任務の場合を除く；

IV - 参政権を失いまたは停止されたとき；

V - 本憲法に定めた場合において、選挙裁判所が命ずるとき；

VI - 刑事の確定判決において、有罪宣告を受けたとき。

§ 1 院内規則に定められた場合の他、国會議員に保証された特権の乱用または反道徳的な利益の享受は議院の品位と両立しない。

§ 2 I, II および VI 号の場合、議員資格の喪失は、各常任委員会または国会において代表を有する政党の動議を経て、秘密かつ絶対多数により、下院または連邦上院により決定され、完全な弁護が保障される。

§ 3 III から V 号の場合、議員資格の喪失は、職務上またはいずれかの議員もしくは国会において代表を有する政党の動議を経て、各議院の常任委員会により宣告され、完全な弁護が保障される。

**第56条** 下院議員または上院議員は、次の場合、資格を喪失しない：

I - 国務大臣、直轄領知事、州、連邦区または直轄領の長官、首都市長または常任的外交使節団の長の職務に就任したとき；

II - 病気の理由により、または個人的利害を処理するため、無報酬で、各議院から賜暇が与えられたとき。ただし、後者の場合、離職は立法会期につき120日間を超えないものとする。

§ 1 欠員が生じた場合、本条に定める職務に就任する場合または120日間を

超える賜暇の場合には、補欠議員が招集される。

§ 2 欠員が生じかつ補欠議員がないとき、任期終了まで15ヵ月以上ある場合には、欠員を満たすため選挙が行われる。

§ 3 I号の場合、下院議員または上院議員は、職務上の歳費を受けることができる。

#### 第VII節 集会について

**第57条** 国会は、毎年、連邦の首都において、2月15日から6月30日までおよび8月1日から12月15日まで開催される。

§ 1 この予定された集会は、その日付が仮に土曜日、日曜日または祭日に当るとき、直後の最初の平日に変更される。

§ 2 立法会期は、予算編成方針の法案が承認されないうちは、中断されない。

§ 3 この憲法に定める他の場合の他、下院および連邦上院は、次の目的のために、合同会議を開催する：

I - 立法会期の開会のため；

II - 両院共通の内部規則を起草し、共通の役務を創設するため；

III - 共和国大統領および副大統領の宣誓を受理するため；

IV - 拒否権を受け、これについて審議するため。

§ 4 両院はそれぞれ、その議員の就任と2年の任期を有するそれぞれの常任委員会の選挙のために、会期の初年度の2月1日から、準備会議を開催する。常任委員会は、直後の選挙において、同一の職での再任が禁止される。

§ 5 国会の常任委員会は、連邦上院議長により統轄され、またその他の職は、下院と連邦上院において同種の職に就く者によって、交互に、執務される。

§ 6 国会の臨時招集は以下のとおりに行われる：

I - 国防事態または連邦の干渉の布告、戒厳事態の布告ならびに共和国大

統領および副大統領の宣誓および就任のための承認の請求がある場合には、上院議長により；

II - 緊急または重大な公共の利益の場合、共和国大統領、下院および連邦上院の議長、または両院の議員の過半数の要求により；

§ 7 臨時会期中、国会は招集の目的である事項のみを審議する。

#### 第VII節 委員会について

**第58条** 国会とその議院は、各院の内規およびその設置をもたらした文書に定める形式と権限に従って構成される常設および臨時の委員会を有する。

§ 1 常任委員会および各委員会の構成においては、各院に参加する政党または議員団の比例代表を、可能な限り保障する。

§ 2 委員会には、その管轄事項を理由として、次の権限が属する。

I - 各院の議員の10分の1の不服申立がある場合を除いて、内規に従って、本会議の権限の範囲外の法案を討議し、表決すること；

II - 市民社会の諸団体と公聴会を開催すること；

III - 国務大臣を召喚して、その職務権限に属する事項について報告を提供させること；

IV - 官公署もしくは公共団体の行為または懈怠に対して何人かが行う請願、請求、陳述または告訴を受理すること；

V - 何人かを問わず、官憲または市民に供述を要請すること；

VI - 事業実施計画、国家、地域および部門別開発計画を審査し、これらについて意見書を送付すること。

§ 3 国会調査委員会は、各議院の院内規則に定められているものの他、司法官憲に固有の調査権を有し、特定事項につきかつ一定期間において審査するため、下院および連邦上院の議員の3分の2の要求によって、合同または単独で設置され、必要な場合、違反者の民事および刑事責任を追求するために、その結論を検察庁に送付する。

§ 4 国会体会中は、立法期間の最後の通常会期において両院によって選挙され、共通の内部規則に定められた権限を有する国会の代表委員会を置く。その構成においては、可能な限り政党の比例代表を反映させる。

### 第VIII節 立法手続について

#### 第I分節 一般規定

**第59条** 立法手続は以下の編纂を含む：

- I - 憲法の改正；
- II - 補足法；
- III - 通常の法律；
- IV - 委任法；
- V - 暫定措置；
- VI - 立法府のデクレト；
- VII - 決定。

**単項** 補足法は、法律の編纂、法文作成、変更および統合について定める。

#### 第II分節 憲法の改正について

**第60条** 憲法は次の者の発議により改正することができる：

- I - 下院または連邦上院の議員の、少なくとも3分の1により；
- II - 共和国大統領により；
- III - 連邦構成単位の立法議会の半数以上により、かつ立法議会それぞれが、その議員の単純過半数により意思表示を行うとき。

§ 1 連邦の干渉、国防事態または戒厳事態の布告中は、憲法を改正することができない。

§ 2 発議は、国会の各議院で、2読会にわたって審議および表決され、2読

会において、両院それぞれの議員の5分の3の票が得られたとき、承認されたものとみなされる。

§ 3 憲法の改正は、下院および連邦上院の常任委員会により、各々の番号を付して公布される。

§ 4 次の事項を廃止しようとする改正の発議は、審議の対象とならない。

I - 国家の連邦形態；

II - 直接、秘密、普通および定期の投票；

III - 権力の分立；

IV - 個人の権利および保障。

§ 5 否決されまたは失効したとみなされた改正提案の内容事項は、同一会期中において、あらたな発議の対象とはならない。

### 第三分節 法律について

**第61条** 補足法および通常の法律の発議権は、本憲法に定める形式および場合において、下院、連邦上院または国会のすべての議員または委員会、共和国大統領、連邦最高裁判所、高等連邦裁判所、共和国検事総長および市民に属する。

§ 1 次の事項に関する法律の発議は、共和国大統領の排他的権限である：

I - 国軍の兵力を決定したまは変更すること；

II - 次の事項について定めること：

a) 直接行政および独立行政機関の公職、職務もしくは雇職の創設またはその報酬の増額；

b) 直轄領の行政および司法組織、租税および予算事項、公務員および行政職員；

c) 連邦および直轄領の公務員、その法的制度、文官職の任用、身分保障および老齢退職年金、軍人の退役および予備役編入；

d) 連邦の検察庁および公共弁護局の組織ならびに州、連邦区および直

轄領の検察庁および公共弁護局の組織に関する一般規範；

e) 省および公行政機関の創設、構成および権限。

§ 2 人民発議は、少なくとも5州に分布し、かつ各州の選挙民の10分の3を下まわらずに、全国の選挙民の最低1パーセントにより署名された法案を下院に提出することによって行うことができる。

**第62条** 重大かつ緊急の場合、共和国大統領は、法律の効力を有する暫定措置を探ることができる。この措置は、直ちに国会に送付されねばならず、国会の休会中においては、5日以内に開催される臨時国会が招集される。

**単項** 暫定措置は、公布の日から、30日以内に法律に転換されなければ、その公示以後、効力を失い、国会はその結果生じる法律関係を規定しなければならない。

**第63条** 下記に定めた費用の増大は認められない：

I - 共和国大統領の排他的発議による法案において。ただし、第166条§ 3 および§ 4 で規定する場合を除く；

II - 下院、連邦上院、連邦裁判所および検察庁の行政役務の組織に関する法案において。

**第64条** 共和国大統領、連邦最高裁判所および連邦の高等裁判所 (Tribunais Superiores) により発議された法律案の審議および表決は、下院で開始される。

§ 1 共和国大統領は、その発議する法律案の緊急審議を要請することができる。

§ 2 前項の場合において、下院および連邦上院が、それぞれ、連続して45日以内に、その提案に対して意思表示をしない場合には、これは議事日程に組入れられるものとし、表決を終了するため、他の事項の議決は停止される。

§ 3 下院による連邦上院の修正の議決は、前項の規定を十分遵守して、10日の期間内に行われる。

§ 4 § 2 の期間は、国会の休会中は算入されず、法典の法案に対しても適用されない。

**第65条** 一方の議院で可決された法律案は、1読会における討議と表決をもって、他方の議院により再審議される。また再審議する議院が可決した場合には、法案は裁可または公布のため送付され、否決された場合には、記録される。

**単項** 法案が修正されたときは、先に審議した議院に回付する。

**第66条** 表決を終了した議院は、法律案を共和国大統領に送付し、大統領が同意するときは、これを裁可する。

§ 1 共和国大統領が、法律案の全部または一部を違憲もしくは公共の利益に反すると判断するときは、その法律案を受理した日より起草して平日15日以内に、その全部または一部を拒否し、かつ48時間以内に拒否の理由を連邦上院議長に通告する。

§ 2 部分的拒否は、条、項、号または段の全文を含む。

§ 3 15日を経過しても共和国大統領が沈黙しているときは、裁可されたものとする。

§ 4 法律案の裁可の拒否は、その受理の日から起草して30日以内に、合同会議で審議され、秘密投票において、下院議員および上院議員の絶対多数の表決によらなければ否決することができない。

§ 5 拒否が是認されない場合には、法律案は公布のため、共和国大統領に送付される。

§ 6 審議が行われず、§ 4 に定めた期間が終了したとき、拒否は、ただちに会議の議事日程に組込まれ、最終表決まで、他の提案の審議は中止される。ただし、第62条の単項にいう事項は除く。

§ 7 § 3 および § 5 の場合において、法律が48時間以内に大統領によって公布されないときは、上院議長が公布する。また、上院議長が同一期間内に公布しないときは、上院副議長に公布する権限が属する。

**第67条** 否決された法律案の内容事項は、国会の両院のいずれかの1院の議員の絶対多数の発議によってのみ、同一会期中の新たな法案の対象となり得る。

**第68条** 委任法は、共和国大統領によって編纂され、大統領は国会に対し委任を要請しなければならない。

§ 1 国会の排他的権限に属する行為、下院または連邦上院の排他的権限に属する行為、補足法に留保された事項、および次の事項に関する立法は、委任の目的とはならない：

- I - 司法府および検察庁の組織、その構成員の経歴および身分保障；
- II - 国籍、公民権、個人の権利、参政権および選挙権；
- III - 多年度計画、予算編成方針および予算。

§ 2 共和国大統領への委任は、国会の決議の形式を有し、この決議は、その内容およびその行使の方法を明記する。

§ 3 決議が国会による法案の議決を決定する場合には、国会は单一投票を行い、いかなる修正も行ってはならない。

**第69条** 補足法は、絶対多数により、承認される。

#### 第IX節 会計、財政および予算の監査について

**第70条** 連邦および直接または間接行政機関の会計、財政、予算、取引および財産の合法性、適法性、経済性、補助金の使用および収入の放棄に関する監査は、外部統制の下で、および各権力府の内部統制制度を通じて、国

会がこれを行使する。

**単項** 公金、公的財産および有価証券を使用し、徴収し、保管し、管理しもしくは運営するまたは連邦が責任を負うもしくは連邦に代わって金銭的債務を受けるいかなる自然人または公共団体も、会計報告を行う。

**第71条** 国会の責務である外部統制は、連邦会計検査院の助力の下で行われ、次の事項がこの機関の権限に属する：

- I - 共和国大統領が毎年提出する会計報告に関し、その受理の日から起算して60日以内に作成される予備的意見書をもって審査すること；
- II - 連邦の公権力によって設立され、かつ維持される財団および会社を含む直接または間接行政の公金、公有財産および有価証券に対する管理者ならびにその他の責任者の会計報告、および国庫の損害に帰する損失、流用または他の不正をもたらした者の会計報告を、審査すること；
- III - 嘱託職の任用の場合を除いて、名目のいかんを問わず公権力により設立され、かつ維持される財団を含む直接または間接行政における職員採用の行為ならびに年金付退職、退役および恩給の認可の適法性を、登録のため、審査すること。ただし、年金付退職、退役および恩給の認可については、認可行為の法的根拠を変更しない爾後の更正は除外する；
- IV - 下院、連邦上院、専門または調査委員会の固有の発議にもとづいて、立法府、行政府および司法府、ならびにII号にいうその他の団体の管理機関における会計、財政、予算、取引および財産の性質に関して検査および査問を行うこと；
- V - 設立契約に定めるところに従い、連邦が直接または間接に会社資本に参加する超国家企業の国民会計を監査すること；
- VI - 協定、合意、取極めまたはその他同種の文書をもって、連邦から州、連邦区または市郡に対して移転された資金の運用を監査すること；
- VII - 国会、そのいずれかの議院、またはそれらの委員会により、会計、財政、予算、取引および財産に関し、または実施された査問および検査の

結果について、要請された報告を提出すること；

VIII - 違法な支出または会計報告の不正の場合において、法律に定める制裁を責任者に適用すること。この法律は、特に、国庫に与えた損害に相当する罰金を定める；

IX - 違法が証明された場合、期間を指定し、機関または団体をして法律の正確な履行に必要な措置を講ぜしめること；

X - 必要な措置が講じられない場合、不正と申立てられた行為の執行を停止し、その決定を下院および連邦上院に通知すること；

XI - 審査された不正および乱用に関して、権限ある権力府に対し報告すること。

§ 1 契約の場合には、その停止の決定は、国会によって直接行われ、かつ直ちに、行政府に対し適当とする措置を要請する。

§ 2 国会または行政府が、90日以内に前項に定めた措置を実行しないときは、会計検査院がこれに関して決定する。

§ 3 債務または罰金の責めを生ずる会計検査院の決定は、債務名義の効力を有する。

§ 4 会計検査院は、3カ月ごとおよび毎年、国会にその活動報告書を提出する。

**第72条** 第166条§ 1にいう常設合同委員会は、許可を得ていない支出の兆候があるとき、たとえそれが計画されていない投資または承認されていない補助金の形態のものであっても、責任ある政府機関に対して、5日以内に、必要な報告を提出するよう要請できる。

§ 1 報告が提出されないとき、または説明が不充分であるとみなされるとき、合同委員会は会計検査院に対し、30日以内に問題に関する最終的声明を要求する。

§ 2 会計検査院が、支出を不正とみなし、合同委員会が、支出を公共経済により回復不能または重大な損害をもたらすものと判断したとき、合同委員

会は、国会に対し支出の停止を提案する。

**第73条** 連邦会計検査院は、9人の検査官により構成され、連邦区に本拠、固有の職員、全国土に管轄権を有し、適合する限り、第96条に定める権限を行使する。

§ 1 連邦会計検査院の検査官は、次の資格要件を満たすブラジル人の中から任命される：

I - 35歳以上、65歳以下の年齢；

II - 道徳的適正および廉潔の名声；

III - 法律、会計、経済および財政または公行政の著名な学識者；

IV - 前号で述べた学識を要する職務または職業活動での10年以上の実務経験。

§ 2 連邦会計検査院の検査官は、下記によって人選される：

I - 3分の1は、連邦上院の承認にもとづき、共和国大統領により。このうち、2名は、先任順と勤務成績の基準に従い、会計検査院が作成した3倍の名簿にもとづき、会計検査院付の検察庁の検査官および検察官の中から交互に選ばれる；

II - 3分の2は、国会により選出される。

§ 3 連邦会計検査院の検査官は、高等連邦裁判所の裁判官と同一の保障、特権、欠格事由、俸給および恩典を有し、5年以上本務を執行したとき、職務恩給付で退職できる。

§ 4 検査官が検査官を代行するとき、同一の保障と欠格事由を有し、他に裁判官の権限を行使するときは、連邦地方裁判所裁判官の保障と欠格事由を有する。

**第74条** 立法府、行政府および司法府は、下記を目的として、総合的な形態にもとづき、内部統制制度を維持する：

I - 多年度計画に定めた目標の達成、政府計画および連邦予算の執行を評

価するため；

II - 連邦行政の機関および団体の予算，財政および財産の管理ならびに私法人による公金運用の能率性と効果に関し，その適法性を証明し，成果を評価するため；

III - 連邦の信用取引，手形保証および権利，および資産の統制を行うため；

IV - 制度的任務の執行における外部統制を支援するため。

§ 1 内部統制の責任者は，いかなる不正または違法を知るに至ったときにおいても，連帶責任の罰則の下に，連邦会計検査院に通知する。

§ 2 市民，政党，団体または組合はいずれも，法律に定めるところに従い，連邦会計検査院に対し，不正または違法を告発する適法な当事者である。

**第75条** 本節に定めた規範は，適合する場合，州，連邦区の会計検査院，ならびに市郡の会計検査院および会計審議会の組織，構成および監査に適用される。

**単項** 州憲法は，7人の検査官(Conselheiro)によって構成される当該州の会計検査院について定める。

## 第二章

### 行政権について

#### 第一節 共和国大統領および副大統領について

**第76条** 行政権は，国務大臣の補佐を受けて，共和国大統領により行使される。

**第77条** 共和国大統領および副大統領の選挙は，現行の大統領の任期の終了の日の90日前に，同時に行われる。

§ 1 共和国大統領の選出は、大統領と共に登録された副大統領の選出を意味する。

§ 2 政党に登録され、白票および無効票を算入することなく、絶対多数の投票を得た候補者が大統領に選出されたものとみなされる。

§ 3 第1次投票において、何れの候補者も絶対多数を獲得しない場合、その結果の告示から30日後に新たな選挙が行われ、最多得票の上位2名の候補者のみが争い、有効投票の多数を得たものが当選者とみなされる。

§ 4 第2次投票が行われる前に、候補者の死亡、取下げまたは法律上の障害が発生した場合、残りの候補者の中から最多得票を得たものが招集される。

§ 5 前項の場合において、第2位に2人以上の同一得票の候補者が残る場合、最年長の者がその資格を有する。

**第78条** 共和国大統領および副大統領は国会の会期において就任し、憲法を維持し、擁護しおよび履行し、法律を遵守し、ブラジル国民の一般福祉を増進し、ならびにブラジル国の結合、統一および独立を維持することを誓約する。

**単項** 不可抗力による場合を除いて、大統領または副大統領が定められた就任日より10日経過しても就任しない場合は、その空位が宣言せられる。

**第79条** 共和国大統領に支障ある場合には、副大統領がこれを代行し、空位の場合にはこれを継承する。

**単項** 副大統領は、補足法により与えられた権限の他、大統領より特別使命のために要請を受けたときは、常にこれを補佐する。

**第80条** 共和国大統領および副大統領に支障ある場合、またはこれらの職が空位の場合には、下院議長、連邦上院議長および連邦最高裁判所長官が、順次に大統領職の執行を求められる。

**第81条** 共和国大統領および副大統領の職が空位のときは、最後の空位の日より90日以後に選挙が行われる。

§ 1 空位が大統領の任期の最後の2年間において発生したときは、正副大統領の選挙は、法律に定めるところに従い、最後の空位の日から30日以後に国会によって行われる。

§ 2 いずれの場合にも、当選者は前任者の残存任期を完了しなくてはならない。

**第82条** 共和国大統領の任期は5年で、次期の再選は禁止される。任期は選挙の翌年の1月1日から開始する。

**第83条** 共和国大統領および副大統領は、国会の許可なしに、15日を超える期間國を不在にすることはできない。これに反するときはその職を失う。

## 第二節 共和国大統領の権限について

**第84条** 次の事項は共和国大統領の排他的権限に属する：

- I - 国務大臣を任免しおよび解任すること；
- II - 国務大臣の補佐を得て、連邦行政の最高指揮を行うこと；
- III - 本憲法の規定する場合および形式により、立法手続を開始すること；
- IV - 法律を裁可、公布および施行せしめ、法律を誠実に実施するためにデクレトまたは規則を発すること；
- V - 法律案の全部または一部を拒否すること；
- VI - 法律に従い、連邦行政の組織および職務に関して規定すること；
- VII - 外国との関係を維持し、外交代表を信任すること；
- VIII - 国会の事後承認に従う国際条約、協定および議定書を締結すること；
- IX - 国防事態および戒厳事態を布告すること；
- X - 連邦の干渉を布告し、これを執行すること；

- XI - 国会の立法会期開会に際し政府の教書および計画を送り、国情を説明し、かつ必要と認められる措置を要請すること；
- XII - 必要な場合、法律により設立された機関の聴聞を経て、恩赦および減刑を行うこと；
- XIII - 国軍最高指揮権を行使し、その将官の昇進を行い、およびこれらのもとに専権とされる職に任命すること；
- XIV - 連邦上院の承認を経た後、連邦最高裁判所裁判官、連邦の高等裁判所裁判官、直轄領知事、共和国検事総長、中央銀行総裁および理事ならびに法律に定めるその他の公務員を任命すること；
- XV - 第73条の規定を遵守し、連邦会計検査院の検査官を任命すること；
- XVI - 本憲法に定める場合、裁判官および連邦総弁護人を任命すること；
- XVII - 第89条のVIIの規定に従い、共和国顧問会議の構成員を任命すること；
- XVIII - 共和国顧問会議および国家防衛審議会を招集し、統轄すること；
- XIX - 外国からの侵略の場合、国会の承認を経て、または国会閉会中に発生したときは、その事後承認の下で宣戦を布告すること。また、同じ条件で、全面的にまたは部分的に国民の動員を布告すること；
- XX - 国会の承認を経てまたは事後承認の下で講和を締結すること；
- XXI - 叙勲および栄典を授与すること；
- XXII - 捕足法で定める場合、外国軍隊が国内を通過しましたは一時的に滞在することを許可すること；
- XXIII - 本憲法に定める多年度計画、予算編成方針の法律案および予算案を国会に提出すること；
- XXIV - 毎年、前年度の会計報告を立法会期の開会後60日以内に、国会に提出すること；
- XXV - 法律に定めるところに従い、連邦公職を充当し、廃止すること；
- XXVI - 第62条の規定に従い、法律の効力を有する暫定措置を公示すること；
- XXVII - 本憲法に定めた他の権限を行使すること。

**単項** 共和国大統領はVI、VIIおよびXXVに定める権限を國務大臣、共和国檢

事総長または連邦総弁護人に委譲することができる。これらの者は、当該の委譲において定められた制限を遵守するものとする。

### 第III節 共和国大統領の責任について

**第85条** 連邦憲法、特に、次の事項に違反する共和国大統領の行為は、背任罪とする：

- I - 連邦の存在；
- II - 立法権、司法権、検察庁および連邦構成単位の憲法上の諸権力の自由な行使；
- III - 参政権、個人的および社会的諸権利の行使；
- IV - 国内治安；
- V - 行政の誠実性；
- VI - 予算法；
- VII - 法律および裁判所の決定の履行。

**単項** これらの犯罪は、その訴追手続および裁判の規範を定める特別法により規定される。

**第86条** 共和国大統領に対する告発が、下院議員の3分の2により認められるとき、大統領は、普通犯罪については連邦最高裁判所において、背任罪については連邦上院において、裁判に付される。

§ 1 下記の場合、大統領は、その職務を停止される：

- I - 普通犯罪において、連邦最高裁判所によって告発または告訴(queixa-crime)が受理されるとき；
- II - 背任罪において、連邦上院により手続が開始された後。

§ 2 180日の期間が経過した後、審理が終結しないとき、大統領の離職は停止する。ただし、審理の通常の進行を妨げないものとする。

§ 3 普通犯罪において、有罪の判決が下されないかぎり、共和国大統領は拘

禁されない。

§ 4 共和国大統領は、任期中、その職務行使と無関係な行為について責任を問われることはない。

#### 第IV節 国務大臣について

**第87条** 国務大臣は、参政権を享受する21歳以上のブラジル人のうちから選ばれる。

**単項** 本憲法および法律に定めた権限の他、次の事項が国務大臣の権限に属する：

- I - 権限の範囲で、連邦行政の機関および団体の指導、配置および監督を行い、ならびに共和国大統領により署名された行為およびデクレトに副署すること；
- II - 法律、デクレトおよび規則の実施のため、訓令を発すること；
- III - 当該省の業務の年次報告書を共和国大統領に提出すること；
- IV - 共和国大統領から授与あるいは委譲された権限に属する行為を行うこと。

**第88条** 法律は、省の創設、構成および権限について定める。

#### 第V節 共和国顧問会議および国家防衛審議会について

##### 第I分節 共和国顧問会議について

**第89条** 共和国顧問会議は、共和国大統領の最高諮問機関であり、次の者がこれに参加する：

- I - 共和国副大統領；
- II - 下院議長；

III - 連邦上院議長；

IV - 下院における多数党および少数党の指導者；

V - 連邦上院における多数党および少数党の指導者；

VI - 法務大臣；

VII - 35歳以上の 6 人の生来のブラジル人市民。このうち 2 名は共和国大統領が任命し、2 名は連邦上院が選出しおよび 2 名は下院が選出するものとし、全て 3 年の任期で、再任は禁止される。

#### 第90条 次の事項に関し布告する権限は、共和国顧問会議に属する：

I - 連邦の干渉、国防事態および戒厳事態；

II - 民主主義制度の安定にとり重大な諸問題。

§ 1 共和国大統領は、議事日程表に各省に關係する事項が含まれているときは、顧問会議の集会に参加させるために国務大臣を召喚することができる。

§ 2 法律は、共和国顧問会議の組織および職務を規律する。

#### 第II分節 国家防衛審議会について

#### 第91条 国家防衛審議会は、国の主権および民主主義国家の擁護に関する問題における共和国大統領の諮問機関であり、次の者が固有の構成員として参加する：

I - 共和国副大統領；

II - 下院議長；

III - 連邦上院議長；

IV - 法務大臣；

V - 軍部諸大臣；

VI - 外務大臣；

VII - 企画大臣。

§ 1 次の事項は、国家防衛審議会の権限に属する：

- I - 本憲法の規定に従い、宣戦と講和の締結の場合に意見を述べること；
- II - 国防事態、戒厳事態および連邦の干渉の布告に関して意見を述べること；
- III - 国の領土の安全に不可欠な地域の利用基準と条件を提案し、また、特に国境地帯および各種の天然資源の保存と開発に関連する地域におけるその有効な利用について意見を述べること；
- IV - 国の独立および民主主義国家の擁護を保障するため必要な立案の推進を研究、提案および監視すること。

§ 2 法律は、国家防衛審議会の組織と職務を規律する。

### 第III章

#### 司法権について

##### 第I節 一般規定

**第92条** 次のものは司法権の機関である：

- I - 連邦最高裁判所；
- II - 高等連邦裁判所；
- III - 連邦地方裁判所および連邦裁判官；
- IV - 労働裁判所および労働裁判官；
- V - 選挙裁判所および選挙裁判官；
- VI - 軍事裁判所および軍事裁判官；
- VII - 州、連邦区および直轄領の裁判所および裁判官。

**単項** 連邦最高裁判所および高等連邦裁判所は、連邦首都に所在地をおき、国の全領土を管轄する。

**第93条** 連邦最高裁判所の発議による補足法は、次の原則に従い、裁判官法

について規定する：

I - 判事補を最初の官職とし，かつあらゆる面でブラジル弁護士会の参加の下に，公開選抜試験と資格を経て行われる職業裁判官の採用。その任命においては合格順位に従う；

II - 次の規範に従い，1つの等級から他の等級に，先任順と勤務成績により，交互に，行われる裁判官の昇任；

- a) 功科表に連續して3回，または交互に5回記載された裁判官の昇任は義務的とする；
- b) 勤務成績による昇任は，各等級において2年の勤続を前提とし，該等級の裁判官は先任順の名簿の上位5分の1の一員とする。ただし，所定の要件を備えて，空席をみたす者がない場合はこの限りでない；
- c) 裁判権の行使における迅速性と確実性の基準および承認された研修課程への出席と利用による勤務成績の評価；
- d) 先任順の検討において，裁判所は自己の手続に従って，その構成員の3分の2の表決により，最先任の裁判官を拒否でき，指名が確定するまで，表決は繰り返される；

III - II号および判事補の出身等級に従う州高等裁判所への昇任の場合には，第2審裁判所への昇進は，最上等級において，またはもしあれば，控訴裁判所において審査された先任順および功献度により，交互に，行われる；

IV - 職業裁判官の任用および昇任のために要件とされる裁判官の公式の準備および研修過程の設置；

V - 裁判官の俸給は，経歴分類で1級ごとに10%を越えない差額が設けられ，名目のいかんを問わず，連邦最高裁判所裁判官の俸給を上回ることができない；

VI - 全額支給の年金付退職は，不具廢疾の場合または年齢が70歳に達したときには強制され，また，勤続30年で，裁判官職の本務に5年間就いた後は，任意とする；

VII - 専任裁判官は、各司法区に居住する；

VIII - 公共の利益を理由とする裁判官の転所、待命および退職の措置は、各裁判所の 3 分の 2 の表決にもとづく判決によるものとし、十分な弁護が保障される；

IX - 司法権の諸機関の全ての審理は公開とし、全ての決定は、無効の制裁の下に、正当な根拠を有するものでなくてはならない。法律は公益上の要求がある場合、一定の訴訟行為において、当事者とその弁護人または弁護人のみに出廷を限ることができる；

X - 裁判所の行政決定は、理由を付してなされ、懲罰はその構成員の絶対多数の表決により採択される；

XI - 25名以上の裁判官をもつ裁判所は、大法廷の行政的権限および裁判管轄権を行使するため、最低10名、最高25名の構成員をもつ特別機関を設置することができる。

**第94条** 連邦地方裁判所、州、連邦区および直轄領の裁判所の定員の 5 分の 1 は、10年以上の経験を有する検察庁の構成員、および卓越した法律知識と廉潔の名声をもち、10年以上の実務の職業経験を有する弁護士から構成される。これらの者は、各所属階級の代表機関によって作成された 6 倍の名簿の中から指名される。

**単項** 指名を受けた後、裁判所は 3 倍の名簿を作成し、これを行政府に送付する。行政府は、引き続く 20 日以内に、任命のためその中の 1 人を選抜する。

**第95条** 裁判官は次の保障を享有する：

I - 終身身分保障。これは第 1 審級において 2 年の勤続のうちに得られ、この期間における解職は、裁判官が属する裁判所の決定によるものとし、また、その他の場合には、確定判決による；

II - 転所の不可能性。ただし、第93条のVIIIに従い、公共の利益に関する事

由による場合は除く；

III - 奉給の減額不可能性。ただし、報酬に関しては、第37条の XI, 第150条の II, 第153条の III および第153条§ 2 の I に定めるところに従う。

**単項** 裁判官に対し、次の行為は禁止される：

I - 裁判官職を除いて、待命中といえども、他の職または職務に従事すること；

II - いかなる名目または口実によっても、訴訟手続において費用または利益配分を受け取ること；

III - 政党活動に従事すること。

**第96条** 下記の事項は、次のものの排他的権限に属する：

I - 裁判所：

a) 訴訟手続の規範および当事者の訴訟手続上の保障に従い、指揮管理機関を選挙し、内部規則を作成し、当該裁判機関および行政機関の権限と機能について定めること；

b) 裁判所およびこれに直属する裁判所の書記および補助的事務を組織し、それぞれの懲罰の活動の実施により、監視を行うこと；

c) 本憲法に定める形式において、管轄の職業裁判官の職務を充足すること；

d) 新規の管轄部 (vara) の設置を提案すること；

e) 第169条単項の規定に従い、公開選抜試験、または試験と資格を経て、司法行政に必要な職を充足すること。ただし、法律に定めるところの信任職は除く；

f) 裁判所構成員ならびにこれに直属する裁判官および司法公務員に休暇、休日および他の離任の機会を与えること；

II - 連邦最高裁判所、連邦の高等裁判所および州高等裁判所は、第169条の規定を遵守し、それぞれの立法府に対し、次の提案を行うこと：

a) 下級裁判所の構成員の数の変更；

- b) 裁判所構成員、下級裁判所があるところではこれを含む裁判官、補助的事務およびこれらに直属する裁判所の職務を創設し、かつ廃止し、ならびに俸給を決定すること；
- c) 下級裁判所の新設または廃止；
- d) 司法組織および区分の変更；

III - 高等裁判所 (Tribunais de Justiça) は、州、連邦区および直轄領の裁判官および検察庁の構成員を、普通犯罪および背任罪において裁判する。ただし、選挙裁判所の管轄権は除く。

**第97条** 裁判所は、その構成員または各特別機関の絶対多数の表決によってのみ、法律または公権力の規範的行為の違憲を宣言することができる。

**第98条** 連邦区および直轄領においては連邦、ならびに州は、次のものを設置する：

- I - 口答かつ略式手続を経て、複雑性の乏しい民事事件および犯罪の蓋然性の少ない刑事事件の調停、裁判および執行の権限を有する法服裁判官、または法服裁判官の資格をもつ司法官をもって充当される特別裁判所。ただし、法律に定める場合には、第1審裁判官の小法廷による和解と控訴審が認められる；
- II - 直接、普通かつ秘密投票により選挙された市民からなる、有給の治安判事。その任期は4年で、法定の他の権限の他、法律に定める形式に従い、婚姻の挙式を行い、職権によりまたは異議の申立てにおいて、資格証明の手続を行い、かつ裁判の性格を欠く調停の職務を行う権限を有する。

**第99条** 司法府に対しては、行政上および財政上の自主権が保障される。

§ 1 裁判所は、予算編成方針の法律にもとづき、他の権力府とともに定められた制限内でその予算案を作成する。

§ 2 他の関係裁判所の聴聞を経て行う予算案の提出は、下記の権限に属する：

- I - 連邦の管轄では、連邦最高裁判所と連邦の高等裁判所の各々の承認にもとづき、これらの裁判所の長官に属する；
- II - 州、連邦区および直轄領の管轄では、高等裁判所の承認にもとづき、これらの裁判所の長官に属する。

**第100条** 扶助の性質の債権を除いて、判決により、連邦、州または市郡の債務となった支払いは、専ら、嘱託書の提出およびその貸方勘定により順次行われ、予算の割当ておよびその目的のために開設された追加信用において、案件または人を指定することは禁止される。

§ 1 7月1日までに提出された司法手続嘱託書に記載された公法上の団体の債務支払いに必要な金額は、当該団体の予算に計上されなくてはならず、債務は上記の日に再評価され、かつ次会計年度末までに支払われる。

§ 2 予算の割当ておよび開設された信用は、司法府に供託せられ、その金額は、権限ある官公署に納付される。預金額の可能な枠に従い、支払いを決定し、また債権者の請求で、専らその優先権に関して排除された場合に、債務の弁済に必要な額の差押えを認可するための執行判決を下す権限は、裁判所の長官に属する。

## 第二節 連邦最高裁判所について

**第101条** 連邦最高裁判所は、35歳以上かつ65歳以下で、卓越した法律知識と廉潔の名声を有する市民の中から選抜された11人の裁判官をもって構成される。

**単項** 連邦最高裁判所の裁判官は、連邦上院の絶対多数により選考が承認されたのち、共和国大統領が任命する。

**第102条** 連邦最高裁判所は、主として、憲法を擁護する責務を負い、下記

の権限がこれに属する：

I - 原審として下記を起訴し、かつ裁判すること：

- a) 法律または連邦もしくは州の規範的行為の違憲性に関する直接訴訟；
- b) 共和国大統領、副大統領、国会議員、連邦最高裁判所裁判官および共和国検事総長の刑事の普通犯罪において；
- c) 第52条の I に定める場合を除く国務大臣、連邦の高等裁判所裁判官、連邦会計検査院検査官および常任外交使節団長の刑事の普通犯罪ならびに背任罪において；
- d) 前各段にいういずれかの者が被害者の場合の人身保護令、ならびに共和国大統領、下院および連邦上院の常任委員会、連邦会計検査院、共和国検事総長および連邦最高裁判所自体の行為に対する権利保障令およびヘイビアス・ダタ；
- e) 外国または国際機関と連邦、州、連邦区または直轄領との間の訴訟；
- f) 連邦と州、連邦と連邦区との間、またはこれらの間接行政の各機関を含む、それら相互間の訴訟および紛争；
- g) 外国政府より請求された犯罪人引渡し；
- h) 外国判決の承認および依頼書に対する認可状(*exequatur*)の付与。これらは内規にもとづいて最高裁判所長官に授権される；
- i) 拘束者または被害者が裁判所、官公署または公務員であって、その行為が連邦最高裁判所の管轄権に直属するとき、または単一審として同一の管轄権に属する犯罪に係る人身保護令；
- j) 刑事事件の再審および判決の破棄を求める訴：
- 1) 官公署の管轄権の保全とその決定についての保障に対する請求；
- m) 原審に属する訴訟の判決の執行。ただし、その手続行為の実行のために権限を委任することができる；
- n) 裁判官職にあるすべてのものが、直接もしくは間接的に利害関係人である訴訟、および原審の裁判所の裁判官の半数以上が忌避しているまたは直接もしくは間接的に利害関係人である訴訟；

o) 高等連邦裁判所とその他の裁判所の間、高等裁判所相互の間、または高等裁判所とその他のいずれかの裁判所の間に生じた管轄権に関する紛争；

p) 違憲に関する直接訴訟の予防処分の請求；

q) 規則規範の作成が、共和国大統領、国会、下院および連邦上院、これら立法議院のいずれかの常任委員会、連邦会計検査院、高等裁判所の1つ、または連邦最高裁判所自体の権限であるときの差止め保障令；

II - 普通上告審として、次の事項の裁判を行うこと：

a) 高等裁判所による单一審または最終審において拒否された人身保護令、権利保障令、ヘイビアス・ダタおよび差止め保障令；

b) 政治犯罪；

III - 上告審の決定が下記をもたらしたとき、单一審または最終審において判決した訴訟を、特別抗告として裁判すること：

a) この憲法の規定に違反するとき；

b) 条約または連邦法の違憲性を宣告するとき；

c) この憲法に照し、争われた地方政府の法律または行為を有効とするとき。

**単項** 本憲法に由来する根本規範の不履行に関する異議の申立ては、法律の形式に従い、連邦最高裁判所が審理する。

**第103条** 違憲の訴訟は、下記のものが提起できる：

I - 共和国大統領；

II - 連邦上院の常任委員会；

III - 下院の常任委員会；

IV - 州立法議会の常任委員会；

V - 州知事；

VI - 共和国検事総長；

VII - ブラジル弁護士会連邦審議会；

VIII - 国会に代表を有する政党；

IX - 組合総連合または全国的範囲の階級団体。

§ 1 共和国検事総長は、違憲訴訟および連邦最高裁判所の管轄権にあるすべての訴訟において、あらかじめ、聴聞されなくてはならない。

§ 2 憲法規範を有効ならしめるための措置の欠如によって、違憲性が宣告せられたときは、必要な措置の採用に関し権限ある権力府に通知され、また、これが行政機関の場合には、30日以内に当該措置を採るものとする。

§ 3 連邦最高裁判所が、対象として、法規範または規範的行為の違憲性を審査するときは、予め連邦総弁護人を召喚し、この機関が異議申立の対象とされる行為または法文を弁護する。

### 第III節 高等連邦裁判所について

**第104条** 高等連邦裁判所は、最低、33名の裁判官をもって構成される。

**単項** 高等連邦裁判所の裁判官は、35歳以上かつ65歳以下で、卓越した法律知識と廉潔の名声を有するブラジル人の中から、連邦上院が選考を承認したのち、共和国大統領が任命し、下記のとおりとする：

I - 高等連邦裁判所自身が作成した3倍の名簿に指定され、3分の1は連邦地方裁判所の裁判官の中より、また3分の1は高等裁判所の裁判官の中より；

II - 3分の1は、第94条の規定に従い、交互に、指名された弁護士ならびに連邦、州、連邦区および直轄領の検察庁の構成員の中から、同数で。

**第105条** 高等連邦裁判所には下記の権限が属する。

I - 原審として、下記を起訴し、かつ裁判すること：

a) 州および連邦区の知事の普通犯罪において、ならびに州および連邦区の高等裁判所の裁判官、州および連邦区の会計検査院検査官、連邦地方裁判所、地方選挙裁判所および地方労働裁判所の裁判官、市郡の

会計審議会または会計検査院の構成員および裁判所において公務を行う連邦検察庁の構成員の普通犯罪および背任罪において；

- b) 国務大臣または高等連邦裁判所自体の行為に対する権利保障令およびヘイビアス・ダタ；
- c) 拘束者または被害者が前段 a) にいういずれかの者または拘束機関が国務大臣であるときの人身保護令。ただし、選挙裁判所の管轄権を除く；
- d) 第102条の I o) に規定する場合を除いて、いずれかの裁判所の間、ならびに裁判所とこれに直属しない裁判官の間のおよび異種の裁判所に直属する裁判官相互の間の管轄権に関する紛争；
- e) 刑事事件の再審および判決の破棄を求める訴；
- f) 管轄権の保全とその決定に対する官公署の保障に対する請求；
- g) 連邦の行政官公署と司法官公署の間、または州の司法官公署と他の州もしくは連邦区の行政官公署の間、または州連邦区と連邦の上記官公署の間の権限の紛争；
- h) 規則規範の作成が、直接または間接行政の連邦機関、団体もしくは官公署の権限に属するときの差止め保障令。ただし、連邦最高裁判所および軍事裁判所、選挙裁判所、労働裁判所および連邦裁判所の各機関の管轄権に属する場合を除く；

## II - 普通控訴審として次の事項を裁判すること：

- a) 連邦地方裁判所または州、連邦区および直轄領の裁判所による単一審または最終審において拒否された人身保護令；
- b) 連邦地方裁判所または州、連邦区および直轄領の裁判所による単一審または最終審において拒否された権利保障令；
- c) 外国または国際機関が一方の当事者で、市郡またはブラジル居住者が他方の当事者である訴訟；

## III - 控訴審の決定が下記をもたらしたとき、連邦地方裁判所、州、連邦区および直轄領の裁判所による単一審または最終審において判決した訴訟

を特別上告として裁判すること：

- a) 条約または連邦法に違反する、またはそれらの効力を否定するとき；
- b) 連邦法に照して争われた地方政府の法律または行為を有効とするとき；
- c) 連邦法の解釈が、他の裁判所によってなされた解釈と異なるとき。

**単項** 連邦裁判所審議会は、高等連邦裁判所とともに活動を行い、法律の定めるところに従い、第1審および第2審の連邦裁判所の行政および予算の監督を行う権限を有する。

#### 第IV節 連邦地方裁判所および連邦裁判官について

**第106条** 連邦裁判所の機関は、次のとおりである：

- I - 連邦地方裁判所；
- II - 連邦裁判官。

**第107条** 連邦地方裁判所は、可能なかぎり当該地方で採用される最低7人の裁判官をもって構成され、30歳以上かつ65歳以下のブラジル人の中から、共和国大統領が任命し、下記のとおりとする。

- I - 5分の1は、10年以上の実務の職業経験を有する弁護士および10年以上の経験を有する連邦検察庁の構成員の中から；
- II - 残りの者は、先任順と勤務成績により、交互に、5年以上の職務経験を有する連邦裁判官の昇任により。

**単項** 法律は、連邦地方裁判所の判事の転所または交替を規定し、その管轄と所在地を決定する。

**第108条** 連邦地方裁判所には下記の権限が属する：

- I - 原審として、下記を起訴し、かつ裁判すること；

- a) 軍事裁判所および労働裁判所を含む当該管轄内の連邦裁判官ならびに連邦検察庁の構成員の普通犯罪および背任罪。ただし、選挙裁判所の管轄に属するものは除く；
  - b) 連邦地方裁判所または当該地域の連邦裁判官の刑事再審および判決の破棄を求める訴；
  - c) 連邦地方裁判所自体または連邦裁判官の行為に対する権利保障令およびヘイビアス・ダタ；
  - d) 拘束機関が連邦裁判官であるときの人身保護令；
  - e) 連邦地方裁判所に直属する連邦裁判官の間の管轄権の紛争；
- II - その管轄内の連邦の権限を行使する連邦裁判官および州裁判官が判決した訴を控訴審として裁判すること。

**第109条** 連邦裁判官は、次の事項を起訴し、かつ裁判する権限を有する：

- I - 連邦、独立行政機関または連邦公社が原告、被告、補佐人または抗告人として関与する訴訟。ただし、破産、労働災害、選挙裁判所および労働裁判所に属する訴訟は除く；
- II - 外国または国際機関と市郡またはプラジル居住者との間の訴訟；
- III - 連邦と外国または国際機関との条約または契約にもとづく訴訟；
- IV - 政治犯罪ならびに連邦またはその独立行政機関もしくは公社の財産、役務もしくは利益に損害を加えた犯罪。ただし、軽罪ならびに軍事裁判所および選挙裁判所の管轄に属するものは除く；
- V - 国内において犯罪が着手され、その結果が外国で発生したものもしくは発生したに違いないもの、またはその逆の場合で、国際条約または協定に規定された犯罪；
- VI - 労働組織に対する犯罪、および法律で定められた場合における金融制度および経済・金融秩序に対する犯罪；
- VII - その管轄の刑事事件に関する人身保護令、または他の裁判所の管轄に直接属していない官憲の強制行為にもとづく場合の人身保護令；

VIII - 連邦裁判所の管轄に属する場合を除いて、連邦の官公署の行為に対する  
権利保障令およびヘイビアス・ダタ；

IX - 船舶または航空機上で行われた犯罪。ただし、軍事裁判所の管轄に属  
するものは除く；

X - 外国人の不法な入国または滞在に関する犯罪、認可状(*exequatur*)の付  
与後の依頼書の執行、および確認の後の外国判決の執行、国籍の選択お  
よび帰化を含む国籍に関する訴訟；

X I - 原住民の権利に関する争い。

§ 1 連邦が原告となる訴訟は、被告が住所を置く司法区において審理され  
る。

§ 2 連邦に対して提起された訴訟は、原告が住所を置く司法区において審理  
することができ、請求の原因となった行為もしくは事実が発生したまたは  
物件が所在する司法区、さらにまた連邦区においても審理することができる。

§ 3 社会保障団体および被保険者が一方の当事者である訴訟は、裁判区  
(comarca)が連邦裁判所の部の所在地でないときは常に、被保険者または  
受益者の住所管轄内の州裁判所において起訴され、かつ裁判が行われ、ま  
た、この状況が確認された場合、法律は、他の訴訟についても州裁判所が  
起訴し、かつ裁判することを許可することができる。

§ 4 前項の場合において、適合する控訴は、常に第1審裁判官の管轄地域に  
おける連邦地方裁判所に対して行われる。

**第110条** 各州および連邦区はひとつの司法区を形成し、法律に定めるところに従い、それぞれの首都に本部および部が設置される。

**単項** 連邦直轄領においては、連邦裁判官に対して委任された管轄権および  
権限は、法律に定める形式により、地方裁判所の裁判官に属する。

## 第V節 労働裁判所および労働裁判官について

**第111条** 労働裁判所の機関は、次のとおりである：

- I - 高等労働裁判所；
- II - 地方労働裁判所；
- III - 調停および裁定委員会。

§ 1 高等労働裁判所は、35歳以上かつ65歳以下のブラジル人の中から人選され、連邦上院が承認したのち共和国大統領が任命する、27人の裁判官をもって構成され、下記のとおりとする：

I - 17人の終身法服裁判官。このうち、11人は労働裁判所の職業裁判官の中から、3人は弁護士の中から、および3人は労働検察局の構成員の中から；

II - 労働者と雇用者を均等して代表する10人の暫定的階級代表。

§ 2 裁判所は、共和国大統領に3倍の人名簿を送付する。弁護士および検察局の構成員に割り当てられた欠員に関しては、第94条の規定を、また暫定的階級代表の欠員については、場合により、労働者または雇用者の全国総連合組織の理事者によって構成される選挙人団の指名結果が遵守される。労働裁判所の職業裁判官に割り当てられた職を充当するための3倍の名簿は、終身法服裁判官によって作成されなければならない。

§ 3 法律は高等労働裁判所の管轄権について定める。

**第112条** 各州および連邦区には、少なくとも1つの地方労働裁判所を置き、また法律は調停・裁定委員会を設置する。ただし、調停・裁定委員会が設置されていない裁判区においては、その管轄権を州第1審裁判所裁判官に付与することができる。

**第113条** 法律は、労働裁判所の機関の構成、任命、管轄、権限、身分保障

および執行条件を定め、労働者と雇用者の間の代表の均等を保障する。

**第114条** 労働裁判所は、外国の公共団体ならびに市郡、連邦区、州、連邦の直接および間接の公行政機関の団体含む労働者と雇用者の間の個別的または集団的争議、ならびに法律に従い、労働関係から生ずるその他の紛争および集団的性格のものを含む裁判所自身の判決の履行に起因する訴訟を調停し、かつ裁判する権限を有する。

§ 1 団体交渉が失敗したとき、両当事者は仲裁人を選任することができる。

§ 2 当事者の一方が交渉または仲裁を拒絶するとき、いずれの組合も、団体争訟を提起することができ、また、労働裁判所は、労働の保護に関する最少限の協約上および法律上の規定を尊重して、基準および条件を定めることができる。

**第115条** 地方労働裁判所は、共和国大統領により任命された裁判官をもって構成され、このうち、3分の2は終身法服裁判官、3分の1は暫定的階級代表裁判官とする。法服裁判官の間では、第111条§ 1 の I に定める比率が遵守される。

**単項** 地方労働裁判所の裁判官は、次のものとする：

I - 交互に、先任順と勤務成績にもとづく昇任によって選ばれた労働裁判官；

II - 第94条の規定に従う、弁護士および労働検察局の構成員；

III - 地域を基盤とする連合および組合の理事会が作成する3倍の名簿に指名された階級代表。

**第116条** 調停・裁定委員会は、主宰する労働裁判官1人と労働者および雇用者を代表する暫定的階級裁判官2人をもって構成される。

**単項** 調停・裁定委員会の階級代表裁判官は、法律の形式に従い、地方労働裁判所長官により任命され、再任が許される。

**第117条** 階級代表裁判官の任期は、全ての審級において3年である。

**単項** 階級代表裁判官は、補欠を有する。

#### 第VI節 選挙裁判所および選挙裁判官について

**第118条** 選挙裁判所の機関は、次のとおりである：

I - 高等選挙裁判所；

II - 地方選挙裁判所；

III - 選挙裁判官；

IV - 選挙委員会。

**第119条** 高等選挙裁判所は、最低7人の裁判官をもって構成され、下記に

より選出される：

I - 秘密投票による選挙により；

a) 連邦最高裁判所の裁判官 (Ministro) の中から、3人の裁判官；

b) 高等連邦裁判所の裁判官 (Ministro) の中から、2人の裁判官；

II - 連邦最高裁判所より指名され、卓越した法律知識を有し、かつ人格高潔な6人の弁護士の中から2人の裁判官を、共和国大統領の任命によって。

**単項** 高等選挙裁判所は、その長官および副長官を連邦最高裁判所の裁判官の中から選び、また選挙管理官を高等連邦裁判所の裁判官の中から選出する。

**第120条** 各州の首都および連邦区には、1つの地方選挙裁判所を置く。

§ 1 地方選挙裁判所は、次により構成される：

I - 秘密投票による選挙により；

a) 州高等裁判所の裁判官 (desembargador) の中から、2人の裁判官；

b) 州高等裁判所が人選した州第1審裁判所裁判官の中から、2人の裁判官；

II - 州の首都または連邦区に所在地を有する連邦地方裁判所の裁判官中1人、または、これを欠くとき、場合のいかんを問わず、当該連邦地方裁判所により選出された1人の連邦裁判官；

III - 州高等裁判所により指名され、卓越した法律知識を有し、かつ人格高潔な6人の弁護士の中から2人の裁判官を、共和国大統領の任命により。

§ 2 地方選挙裁判所は、その長官および副長官を、州高等裁判所裁判官の中から選出する。

**第121条** 補足法は、選挙裁判所、第1審裁判官ならびに選挙委員会の組織および管轄について定める。

§ 1 裁判所の構成員、第1審裁判官および選挙委員会の構成員は、その職務の行使において、またこれらの者に適用できる範囲において、完全な身分保障を享受し、また転所不可能とする。

§ 2 選挙裁判所の裁判官は、正当な理由による場合を除いて、最低2年間服務の義務を有し、引き続き2期以上留任することができない。補欠裁判官は、同時にかつ同一手続により、各種類に対して同数を選出する。

§ 3 高等選挙裁判所の判決に対しては、本憲法に違反する判決、および人身保護令または権利保障令を拒否した判決の場合を除いて、上告することができない。

§ 4 地方選挙裁判所の判決に対して、次の場合に限り、控訴することができる：

I - 本憲法または法律の明示の規定に反して下された場合；

II - 2つまたはそれ以上の選挙裁判所の間に、法律上の解釈において相違が生じた場合；

III - 連邦または州の選挙における被選挙権の喪失、および当選証書の発給に関係する場合；

IV - 当選証書を無効とする場合または連邦もしくは州の選挙職の資格喪失を宣告する場合；

V - 人身保護令、権利保障令、ヘイビアス・ダタまたは差止め保障令を拒否する場合。

#### 第VII節 軍事裁判所および軍事裁判官について

**第122条** 軍事裁判所の機関は、次のとおりである：

I - 高等軍事裁判所；

II - 法律により制定された軍事裁判所および軍事裁判官。

**第123条** 高等軍事裁判所は、連邦上院が選考を承認したのち、共和国大統領が任命する15人の終身裁判官をもって構成され、うち3人は海軍将官から、4人は陸軍将官から、3人は空軍将官から選ばれ、すべて現役で、かつ最上級の職務階級の者とし、5人は文民とする。

**単項** 文民裁判官は、35歳以上のブラジル人の中から、共和国大統領によって選ばれ、下記のとおりとする：

I - 3人は卓越した法律知識と廉潔の素行を有し、実務の職業経験が10年以上ある弁護士の中から；

II - 2人は軍事裁判所の査問裁判官および軍検察局の構成員の中から、均等の選出により。

**第124条** 軍事裁判所は、法律に定める軍事犯罪を起訴し、かつ裁判する権限を有する。

**単項** 法律は、軍事裁判所の組織、機能および管轄について定める。

## 第VII節 州裁判所および州裁判官について

**第125条** 州は、本憲法に定める諸原則を遵守し、その司法を組織する。

§ 1 州裁判所の管轄は、州憲法で定められ、かつ裁判所組織法は、州高等裁判所の発議とする。

§ 2 州憲法に照し、州または市郡の法律もしくは規範的行為の違憲性を申立てる権限は州に属する。ただし、唯一の機関にその申立てを行うための当事者適格を付与することは禁止される。

§ 3 州法は、軍警察の実数が2万人を超える州においては、州高等裁判所の提議により、第1審においては司法審議会により、および第2審においては州高等裁判所自身または州軍事高等裁判所により組織される州軍事裁判所を設置することができる。

§ 4 法律に定める軍事犯罪において、軍警察官および軍消防隊員を起訴し、かつ裁判する権限は、州軍事裁判所に属し、地位および士官の官位ならびに軍人の階級の喪失に関して決定する権限は、管轄の裁判所が有する。

**第126条** 農地に関する紛争を解決するため、州高等裁判所は、農業問題に関する排他的管轄を有する特別審の裁判官を任命する。

**単項** 実効的な裁判役務に必要とされるときは何時でも、裁判官は訴訟地に赴く。

## 第IV章

### 司法行政に不可欠な職務について

#### 第I節 檢察庁について

**第127条** 檢察庁は、国の司法機能にとり不可欠な常設の機関であり、法秩序、民主主義制度、および利用できないでいる社会的および個人的利益の擁護を任務とする。

§ 1 職務の一体性、不可分性および独立性を検察庁の制度的原則とする。

§ 2 檢察庁に対し、職務および行政上の自律性が保障され、第169条の規定を遵守して、その職務および補助的役務の創設ならびに廃止を立法府に提案し、公開選抜試験および試験と資格を経て、要員を充当することができる。法律は、その組織および機能について定める。

§ 3 檢察庁は、予算編成方針の法律に定めた制限内で、その予算法案を作成する。

**第128条** 檢察庁は下記のものを包含する：

I -次のものを含む連邦の検察庁：

- a) 連邦検察庁；
- b) 労働検察局；
- c) 軍事検察局；
- d) 連邦区および直轄領の検察庁；

II -州の検察庁。

§ 1 連邦の検察庁は、共和国検事総長を長官とする。検事総長は、35歳以上の職業検察官の構成員の中から、連邦上院が絶対多数によりその指名を承認したのち、共和国大統領が任命し、任期は2年で、再任が許される。

§ 2 共和国検事総長の罷免は、共和国大統領の発議にもとづき、連邦上院の絶対多数による承認を事前に得なければならない。

§ 3 州、連邦区および直轄領の検察庁は、当該法律の形式に従い、各々の検事総長を選出するため、職業検察官の構成員の中から3倍の名簿を作成する。検事総長は、任期は2年で、行政府の首長により任命され、再任が許される。

§ 4 州、連邦区および直轄領の検事総長は、当該補足法の形式に従い、立法府の絶対多数の議決にもとづいて罷免せられる。

§ 5 発議がそれぞれの検事総長の権限に属する連邦および州の補足法は、各検察庁の組織、権限および規約を定め、その構成員に関しては、次の事項が遵守される：

I - 下記の保障：

- a) 2年の勤続の後に得られる終身身分保障。ただし、裁判における確定判決による他、その職を失うことはない；
- b) 転所の不可能性。ただし、検察庁の管轄合議機関の決定で、その構成員の3分の2の表決にもとづく、公益上の事由の場合は除く。この場合、十分な弁護が保障される；
- c) 債給の減額不可能性。ただし、報酬に関しては、第37条のXI、第150条のII、第153条§2のIに定めるところに従う；

II - 下記の禁止：

- a) いかなる名目または口実によっても、訴訟手続の報酬、歩合または費用を受け取ること；
- b) 弁護士業務を行うこと；
- c) 法律の形式において、商事会社に参加すること；
- d) 裁判官職を除いて、待命中といえども、他のいずれかの公務に就くこと；
- e) 法律に定める例外の場合を除いて、政党活動に従事すること。

**第129条 檢察庁の制度的職務は次のとおりである：**

- I – 法律に定めるところに従い、刑事の公訴権を排他的に請求すること；
- II – 本憲法において保障された権利に対する公権力および公共の重要な役務の実効的尊重を監視し、この権利の保障に必要な措置を採ること；
- III – 公共および社会の財産、環境ならびにその他の一般的かつ集団的利益を保護するため、民事上の捜索および公共民事訴訟を請求すること；
- IV – 本憲法に定める場合において、違憲の訴訟または連邦および州の干渉の目的のための申立てを提起すること；
- V – 原住民の権利と利益を裁判上、擁護すること；
- VI – 当該補足法の形式に従い、管轄の行政手続において、通知を発し、手続開始に必要な報告および文書を請求すること；
- VII – 前条にいう補足法の形式に従い、警察活動の外部統制を行うこと；
- VIII – 訴訟手続上の意思表示に関する法的根拠を示し、捜索手続および警察捜査の開始を請求すること；
- IX – 授与されたその他の職務を行うこと。ただし、検察庁の目的と両立することを条件とし、公共団体の裁判上の代理および法律顧問を行うことは禁止される。

- § 1 本条に定める民事訴訟を提起する検察庁の当事者適格は、本憲法および法律の規定に従い、同じ前提条件における第三者の当事者適格を妨げない。
- § 2 檢察庁の職務は、職業検察官によってのみ行使することができ、検察官は、任務の裁判区に居住しなければならない。
- § 3 職業検察官の採用は、公開選抜試験と資格を経て行われ、その実施にあたっては、ブラジル弁護士会の参加が保障され、また任命に際しては、合格順位が遵守される。
- § 4 檢察庁には、該当する限り、第93条のIIおよびVIの規定が適用される。

**第130条 会計検査院付の検察庁の構成員には、権利、禁止および任用の形態に関し、本節の規定が適用される。**

## 第II節 連邦総弁護庁について

**第131条** 連邦総弁護庁は、直接にまたは直属の機関を通じて、裁判上または裁判外で連邦を代理する制度であり、その組織と機能について定める補足法に従い、行政府の法律顧問および補佐の活動を行う権限を有する。

§ 1 連邦総弁護庁は、35歳以上で、卓越した法律知識と廉潔の名声を有する市民の中から、共和国大統領が自由に任命する、連邦総弁護人を長官とする。

§ 2 本条にいう連邦総弁護庁の職の最初の等級への採用は、公開選抜試験と資格を経て行われる。

§ 3 租税上の貸付金の執行において、連邦の代理は、法律の規定を遵守して、国庫検察総局に権限が属する。

**第132条** 州および連邦区の検察官は、当該連邦構成単位の裁判上の代理および法律顧問職を行い、この組織における職の採用は、第135条の規定を遵守し、公開選抜試験と資格にもとづく。

## 第III節 弁護士職務および公共弁護局について

**第133条** 弁護士は、司法行政に不可欠のものであり、その職務行使における行為および意思表示は、法律の範囲内において不可侵とする。

**第134条** 公共弁護局は、国の司法機能に不可欠な機関であり、第5条のL X X IVに定めるところに従い、一切の審級において、困窮者の法律的指導および弁護を任務とする。

**単項** 補足法は、連邦、連邦区および直轄領の公共弁護局を組織し、かつ州における公共弁護局の組織の一般規則を定める。その本職は、最初の等級

において、公開選抜試験と資格を経て充当され、構成員には転所の不可能性が保障され、かつ該機関の権限外で弁護士業務を行うことが禁止される。

**第135条** 本編において規律される職に対しては、第37条のXIIおよび第39条§ 1の原則が適用される。